

## 令和2年第2回中津川市議会（臨時会）

### 提出予定議案

令和2年5月18日開催の第2回中津川市議会（臨時会）に、報告2件、その他2件、補正予算2件、合計6件の議案を提出します。

#### （報告）

#### 1、専決処分の承認を求めることについて

3月議会閉会後に専決処分したことについて報告し、承認を求める。

- ・令和2年度中津川市一般会計補正予算（専第4号） **4/17 報道発表済み**
- ・ 〃 一般会計補正予算（専第5号）
- ・ 〃 国民健康保険事業会計補正予算（専第6号）
- ・ 〃 一般会計補正予算（専第9号）

#### 2、専決処分の承認を求めることについて

3月議会閉会後に専決処分したことについて報告し、承認を求める。

- ・中津川市税条例等の一部改正について（専第1号） **4/17 報道発表済み**

##### ①所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

- ・相続登記がされるまでの間に、現所有者（相続人等）に対し氏名・住所等必要な事項を申告させることができる規定を加える。
- ・使用者を所有者とみなす制度の拡大

##### ②主な税負担軽減措置等

- ・新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長
- ・新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置を2年延長

##### ③地方税法等の改正に伴う条項ずれ等の改正

##### ④施行期日 令和2年4月1日

- ・中津川市介護保険条例の一部改正について（専第2号） **4/17 報道発表済み**

##### ①平成27年度から消費税を財源として低所得者の保険料の軽減強化を行っているが、令和元年度には10月の消費税率10%への引き上げに合わせて介護保険法施行令が改正され、半年分相当の更なる軽減強化が行われた。

今回の改正により、令和2年度は更なる軽減強化が満額の実施となる。

##### ②低所得者の負担を軽減するため、第1段階から第3段階までの保険料を改める。

##### ③施行期日 令和2年4月1日

- ・中津川市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について（専第3号） **4/17 報道発表済み**

①企業の東京一極集中を是正し、本社機能移転等の加速化を図るため、租税特別措置法が改正され、特例措置期間が2年間延長されたことに伴い、対応する市条例を改正し、認定期限を2年間延長する。

②施行期日 公布の日

- ・中津川市国民健康保険条例の一部改正について（専第7号）

①新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金を支給するため、条例を改正し、傷病手当金の支給対象者、支給要件、支給額、適用期間を定める。

②施行期日 令和2年4月21日（令和2年1月1日から適用する。）

- ・中津川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（専第8号）

①国内の新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、国が緊急的、特例的な措置として傷病手当金の支給に要した費用について、岐阜県後期高齢者医療広域連合に財政支援をすることを踏まえ、被保険者等に対する傷病手当金の申請の受付をするため、条例を改正し、市において行う事務に広域連合条例附則第15条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加える。

②施行期日 令和2年4月23日

- ・中津川市税条例の一部改正について（専第10号）

①新型コロナウイルス感染症及びまん延防止のための措置が及ぼす影響の緩和を図るための地方税法等の改正により、条例を改正する。

(1) 先端設備等に該当する家屋及び構造物に対する固定資産税の課税標準の特例率の設定  
・生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例率を0とする。

(2) 軽自動車税の環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限の延長  
・令和2年9月30日までの期間を令和3年3月31日まで延長する。

(3) 徴収猶予の特例に係る手続き等の規定  
・収入に相当の減少があり納税することが困難である事業者等に対して1年間徴収を猶予できる規定を加える。

(4) 寄附金税額控除の特例  
・指定行事の入場料金の払い戻しを請求する権利を放棄した場合、寄附金とみなし税控除する規定を加える。

(5) 住宅借入金等特別税額控除の特例の延長  
・令和15年度までの特例期間を、令和16年度まで延長する。

②施行期日 (1)、(2)、(3) 公布の日  
(4)、(5) 令和3年1月1日

## (その他)

### 1、工事請負契約の締結について

- ・工 事 名 恵那峡大橋補修工事
- ・契約の方法 指名競争入札
- ・契約金額 258,500,000円
- ・契約の相手方 中津川市中津川字下沢2337番地の2  
株式会社 梅田組  
代表取締役 三尾 郷

### 2、損害賠償の額の決定について

#### ①概要

平成29年7月に中津川市民病院（以下「当院」という。）で実施した手根管症候群の手術における術中操作により神経障害（右手中指の知覚低下）が生じたとの申立てに対して、当院の過失を認め損害賠償を支払うもの。

②損害賠償額 13,300,000円

③患者 長野県在住の女性

④損害賠償の相手方 患者本人

## (補正予算)

- 1 令和2年度中津川市一般会計補正予算
- 2       "       病院事業会計補正予算

### お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：石原 豊  
電話：0573-66-1111（内線442）